

武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部における決定事項について

令和2年4月22日に開催した第4回武蔵村山市新型インフルエンザ等対策本部において、下記の事項について決定しましたのでお知らせします。

記

1 新型コロナウイルス対策事業について

今後、事業の詳細を調整の上、諸手続きを経て、以下の各事業を実施する。

- ・ 郵送料の市負担による来庁者の抑制（総務部）
- ・ 傷病手当金の支給（市民部）
- ・ 国民健康保険税の減免（市民部）
- ・ 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置（市民部）
- ・ 新規に設備投資を行う中小事業者等に対する固定資産税の特例措置の拡充・延長（市民部）
- ・ 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限の延長（市民部）
- ・ イベントを中止等した事業者に対する入場料等の払戻しを請求しなかった者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応（市民部）
- ・ 住宅ローン控除における入居期限の延長（市民部）
- ・ 納税の徴収猶予の特例（市民部）
- ・ 小口事業資金融資（緊急特別運転資金）の利子補給額の拡充（協働推進部）
- ・ 特別定額給付金（仮称）の支給（健康福祉部）
- ・ 子育て世帯（児童手当（本則給付）受給世帯）に対する児童一人当たり1万円の臨時特別給付金の支給（子ども家庭部）
- ・ 認可保育所等に係る児童の登園自粛等に応じた令和2年3月分以降の保育料の軽減

(日割計算) (子ども家庭部)

- ・ 臨時休園等に伴い利用者負担額を軽減した認証保育所に対する補助金の交付 (子ども家庭部)
- ・ 市が一括購入する衛生資材 (マスク、消毒液等) の各保育施設及び幼稚園への配布 (子ども家庭部)
- ・ 学童クラブに係る児童の登所自粛等に応じた令和2年4月分以降の育成料の軽減 (4月15日以降、1日も登所しなかった児童について4月分の育成料を返還) (子ども家庭部)
- ・ 学童クラブに係る小学校の臨時休業に応じた開所時間の拡大 (月曜日から金曜日までの間、午前8時から開所 (現在実施中)) (子ども家庭部)
- ・ 妊婦に対する新型コロナウイルス感染防止のために必要な物品等の配布 (子ども家庭部)
- ・ 妊婦に対する布マスクの配布 (子ども家庭部)
- ・ 就学援助費の特例措置 (教育部)
- ・ 学校給食費の1か月分補助 (教育部)
- ・ 給食食材のキャンセルに伴う補償 (教育部)

2 特別定額給付金室の設置について

令和2年5月1日付で、健康福祉部に特別定額給付金室を設置する。